

昭和46年10月30日

長崎県規則第66号

改正 昭和48年10月1日規則第56号

昭和52年2月25日規則第5号

昭和53年12月1日規則第71号

昭和56年5月6日規則第32号

平成3年7月26日規則第36号

平成5年8月27日規則第38号

平成6年9月30日規則第57号

平成7年3月22日規則第16号

平成8年3月29日規則第27号

平成9年3月18日規則第6号

平成11年2月16日規則第5号

平成11年5月6日規則第33号の2

平成11年10月8日規則第50号

平成13年6月29日規則第53号

平成15年9月26日規則第57号

平成16年3月19日規則第16号

平成16年3月31日規則第29号

平成16年12月22日規則第68号

平成17年3月25日規則第24号

平成17年12月26日規則第90号

平成20年7月25日規則第29号

平成21年3月31日規則第29号の6

平成28年5月31日規則第40号

平成30年3月30日規則第22号

平成30年10月12日規則第45号

令和3年5月28日規則第69号

令和4年10月14日規則第26号

注 令和3年5月から条文沿革を注記した。

建築基準法施行細則をここに公布する。

建築基準法施行細則

長崎県建築基準法施行細則（昭和35年長崎県規則第65号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）及び長崎県建築基準条例（昭和46年長崎県条例第57号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（書類の経由）

第2条 法、政令、省令、条例又はこの規則により知事又は建築主事に提出する書類は、特に知事が指定した場合を除き、その建築物、工作物又は道路の敷地となる区域を所管する地方機関の長（以下「地方機関の長」という。）を経由しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定による特定建築設備等（昇降機及び遊戯施設に限る。）の定期検査報告書の提出は、一般財団法人長崎県住宅・建築総合センターを経由してしなければならない。

（建築主等の変更）

第3条 法又は条例の規定により確認、許可、認定又は承認（以下「確認等」という。）を受けた建築物及び工作物についてその工事の完了前に建築主又は申請者（以下「建築主等」という。）を変更したときは、当該変更後の建築主等は、変更後遅滞なく届出書（様式第1号）に確認済証、許可通知書、認定通知書又は承認通知書（以下「確認済証等」という。）を添えて当該確認等をした知事又は建築主事に届け出なければならない。工事監理者若しくは工事施工者を変更し、又は選定したとき及び確認済証等に記載された建築物等の敷地の地番を変更したときも同様とする。

（工事の取りやめ及び取下げ）

第4条 建築主等は、確認等を受けた建築物及び工作物についてその工事を取りやめたときは、届出書（様式第1号）に確認済証等を添えて当該確認等をした知事又は建築主事に届け出なければならない。

2 建築主等は、確認済証等の交付を受ける前に当該確認等の申請を取り下げるときは、届出書（様式第1号）により当該確認等の申請をした知事又は建築主事に届け出なければならない。

(証明願)

第5条 次に掲げる事実について証明を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式を知事又は地方機関の長に提出しなければならない。

(1) 法第6条第1項、法第7条第5項、法第7条の3第5項又は法第15条第1項に規定する事実 証明願 (様式第2号)

(2) 法第42条第1項第5号に規定する事実 道路位置指定済証明願 (様式第2号の2)

(3) 法第42条第2項又は第3項に規定する事実 指定済証明願 (様式第2号の3)

(建蔽率)

第6条 法第53条第3項第2号の規定により知事が指定する敷地は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 敷地の周辺の長さの3分の1以上が道路、公園、広場、緑地、川又は海 (以下「公園等」という。) に接する場合又はこれと同様の状況にある場合で安全上支障のないもの

(2) 敷地の周辺の長さの6分の1以上が幅員12メートル以上の前面道路 (当該前面道路の反対側に公園等があり、かつ、これらの幅員の合計が12メートル以上である場合を含む。) に接するもの

(3) 敷地の周辺の長さの6分の1以上が2以上の前面道路 (それぞれの前面道路の幅員の合計が12メートル以上である場合に限る。) に接し、かつ、接する長さがそれぞれ4メートル以上であるもの

(道路面と敷地の地盤面に高低差がある場合)

第7条 政令第135条の2第2項の規定による規則で定める高さは、次に定めるところによる。

(1) 建築物の敷地の地盤面が前面道路より1メートル以上高い場合においては、その前面道路は、敷地の地盤面から1メートル下の位置にあるものとみなす。

(2) 前面道路の境界線からの水平距離が敷地の地盤面と前面道路の高低差の2倍以上をこえる敷地内の区域の場合においてはその前面道路は敷地の地盤面と同じ高さにあるものとみなす。

(公開による意見の聴取の請求)

第8条 法第9条第3項又は第8項 (法第10条第4項又は法第45条第2項において準用する場合を含む。) の規定により意見の聴取の請求をしようとする者は、意見の聴取請求書 (様式第3号) により知事に請求しなければならない。

2 知事は、前項の請求があった場合においては、意見の聴取通知書 (様式第3号の2) を当該請求者に交付するものとする。

(意見の聴取の公告)

第9条 法第9条第5項、法第46条第2項及び法第48条第17項に規定する意見の聴取の公告は、当該建築物の敷地等の適当な場所に掲示してこれを行うものとする。

2 前項の公告は、事件の性質により必要と認める場合においては、前項の規定によるほか、長崎県公報に登載してこれを行うものとする。

(令3規則69・一部改正)

(意見の聴取の放棄)

第10条 法第9条第4項、法第46条第1項又は法第48条第15項の規定により出頭を求められた者が出頭しないときは、知事は、その者が意見の聴取の機会を利用する権利を放棄したものとみなすことができる。ただし、意見の聴取のため出頭を求められた者が特別の事由により出頭できない場合において、あらかじめその旨を知事に届け出てその承認を得たときは、この限りでない。

(参考人の出席)

第11条 知事は、意見の聴取に関して必要と認めるときは、参考人の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(代理人及び証人の出席)

第12条 法第9条第4項、法第46条第1項又は法第48条第15項の規定による出頭を求められた者が、代理人又は証人を出席させるときは、あらかじめ文書をもってその旨を知事に届け出なければならない。

(意見の聴取の秩序維持)

第13条 知事は、意見の聴取の秩序を維持するために必要があるときは、傍聴人の入場を制限し、又はその秩序を乱し、若しくは不穏当な言動をした者を退場させることができる。

(意見の聴取の期日の延期)

第14条 知事は、災害その他やむを得ない理由により、意見の聴取を行うことができない場合又は第10条ただし書の規定による場合には、意見の聴取の期日を延期することができる。

2 前項の規定により意見の聴取の期日を延期する場合においては、第9条の規定を準用する。

(確認申請書に添付する図書)

第15条 法第6条第1項 (法第87条第1項、法第87条の4又は法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。) の規定による確認の申請書には、省令第1条の3、省令第2条の2及び省令第3条に規定する図書のほか、次に定める図書を添えなければならない。

(1) 工場又は危険物の貯蔵若しくは処理及び廃棄物の処理の用途に供し、又はこれらの用途を

- 伴う建築物を建築する場合は、工場・危険物・廃棄物調書（様式第4号）
- (2) 法第86条の7の規定により政令第137条の2から第137条の15までに規定する範囲内において既存の建築物を増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替をしようとする場合は、不適格建築物調書（様式第5号及び様式第5号の2）
- (3) 法第51条ただし書（法第87条第2項又は第3項において準用する場合を含む。）の規定により政令第130条の2の3に規定する規模の範囲内において建築物を新築し、増築し、又は用途変更する場合にあっては、不適格特殊建築物調書（様式第6号）
- (4) 崖に近接する敷地に建築する場合は、崖と敷地の断面図
- (5) 建築物の敷地の地盤面と道路又は隣地の地盤面とに高低差がある場合は、これらを明示した断面図
- (6) 建築物に合併浄化槽を設置する場合又は尿尿浄化槽若しくは合併処理浄化槽の構造及び規模を変更する場合は、浄化槽工事の技術上の基準及び浄化槽の設置等の届出に関する省令（昭和60年厚生省建設省令第1号）による浄化槽設置届出書又は浄化槽変更届出書
- (7) 建築士事務所の登録を証する書面（地方機関の受付の日から3か月以内の建築士事務所登録証明書又は原本照合をしたその証明書の写しとし、県外で登録している者で、建築主事が当該書類を有していないことその他の理由により、提出を求める場合に限る。）
- (8) 法第52条第6項に基づき共同住宅若しくは老人ホーム等の共用の廊下若しくは階段の用に供する部分又は住宅若しくは老人ホーム等に設ける機械室その他これに類する建築物の部分の床面積を延べ面積に算入しない場合は、共用廊下等の部分の容積率不算入措置適用調書（様式第7号）
- (9) 計画の変更に係る確認申請を行う場合は、省令第1条の3第8項に規定する図書、当該計画の確認済証の写し及び計画変更床面積算定書（様式第7号の2）
- (10) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第14条第4項の適用を受ける建築物の場合は、建築物移動等円滑化基準チェックリスト（様式第7号の3）
- (11) 建築物の増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替を行う場合は、アスベスト調査報告書（様式第7号の4）
- (12) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域内において建築物を建築しようとする場合は、土砂災害特別警戒区域照会願出書（様式第7号の5又は様式第7号の6）

（令3規則69・令5規則8・一部改正）

（確認を要しない軽微な変更の届出）

第15条の2 建築主は、省令第3条の2に規定する計画の変更に係る確認を要しない軽微な変更をするときは、軽微な変更届出書（様式第8号）及び計画の変更図書を、当該計画の確認済証を交付した建築主事に提出しなければならない。

（許可申請書に添付する図書）

第16条 法第43条第2項第2号、法第44条第1項第2号若しくは第4号、法第47条ただし書、法第48条第1項から第14項までのただし書（法第87条第2項及び第3項並びに法第88条第2項において準用する場合を含む。）、法第51条ただし書（法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）、法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、法第55条第3項若しくは第4項各号、法第56条の2第1項ただし書、法第57条の4第1項ただし書、法第58条第2項、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、法第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項、第6項若しくは第7項、法第86条第3項若しくは第4項、法第86条の2第2項若しくは第3項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の規定により知事の許可を受けようとする者は、許可申請書（省令別記第43号様式、省令別記第44号様式）、省令第1条の3第1項の表1の（い）項及び（ろ）項に掲げる図書又は省令第3条第2項の表に規定する図書（法第86条第3項若しくは第4項又は法第86条の2第2項若しくは第3項の規定により知事の許可を受けようとする場合は、許可申請書（省令別記第61条の2様式）、省令第10条の16に規定する図書又は書面及び第26条各号に定める図書）に、それぞれ、理由書及び申請地をのぞむ2方向以上の写真のほか次に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 法第43条第2項第2号の場合

ア 敷地周辺道路及び空地を示す図面

イ 当該空地の土地の登記事項証明書及び公図の写し

ウ 管理者との協議経過書（公共機関が管理する道等の空地の場合に限る。）（様式第8号の2）

- エ 通行承諾書一覧表（私道の場合に限る。）（様式第8号の3）
- オ その他知事が必要と認める書類
- (2) 法第44条第1項第2号の場合
 - 道路の現況図
- (3) 法第44条第1項第4号の場合
 - ア 防火地域図
 - イ 両側の建築物構造種別立面図、平面図
- (4) 法第47条ただし書の場合
 - ア 同一壁面線上の建築物の配置図
 - イ 同一壁面線上の建築物の用途別現況図
- (5) 法第48条第1項から第14項までのただし書の場合
 - ア 第15条第1項第1号に該当する建築物にあつては、同号に掲げる調書
 - イ 工場の用途に供する建築物にあつては、機械配置及び作業工程を明示した図書
 - ウ 用途地域図（敷地の外周から1キロメートル以上の範囲にわたるものをいう。以下この条において同じ。）
 - エ 周辺（敷地の外周から約300メートルの範囲をいう。以下この条において同じ。）の建築物の用途別現況図
 - オ 利害関係者（敷地の外周から50メートル（物件によっては100メートル）の範囲内の土地又は建築物の所有者等をいう。）の所在地図
- (6) 法第51条ただし書の場合
 - ア 用途地域図
 - イ 周辺の建築物の用途別現況図
 - ウ 工場・危険物・廃棄物調書（様式第4号）
 - エ その他知事が必要と認める書類
- (7) 法第52条第10項、第11項若しくは第14項、法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第53条の2第1項第3号若しくは第4号（法第57条の5第3項において準用する場合を含む。）、法第55条第3項若しくは第4項各号、法第57条の4第1項ただし書、法第58条第2項、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項、法第60条の2第1項第3号、法第60条の2の2第1項第2号若しくは第3項ただし書、法第60条の3第1項第3号若しくは第2項ただし書、法第67条第3項第2号、第5項第2号若しくは第9項第2号、法第68条第1項

- 第2号、第2項第2号若しくは第3項第2号、法第68条の3第4項、法第68条の5の3第2項、法第68条の7第5項、法第85条第3項、第6項若しくは第7項、法第86条第3項若しくは第4項、法第86条の2第2項若しくは第3項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の場合
- ア 用途地域図
- イ 周辺の道路配置状況図
- ウ 道路、敷地及び建築物相互間の高さの関係を示した図面（法第53条第4項、第5項若しくは第6項第3号、法第85条第3項、第6項若しくは第7項又は法第87条の3第3項、第6項若しくは第7項の場合を除く。）
- エ その他知事が必要と認める書類
- (8) 法第56条の2第1項ただし書の場合
 - ア 用途地域図
 - イ 周辺の建築物の用途別現況図
 - ウ 等時間日影線内における土地利用状況図
 - エ 省令第1条の3第1項の表2の(29)項に掲げる図書
- 2 前項の規定による許可申請書を提出する場合にあつては、許可申請地を所管する市町村長の意見書を添付しなければならない。

（令3規則69・令4規則26・令5規則8・一部改正）

（工事の計画等に関する報告）

第17条 建築主は、次の表の左欄に掲げる建築物（3階以上の階を有し、又は延べ面積が500平方メートルを超えるものに限る。）の工事にあつては、同表中欄に掲げる時期までに同表右欄に掲げる工事の計画書又は報告書を建築主事に提出しなければならない。ただし、国、都道府県又は建築主事を置く市町村が、建築主である場合は、この限りでない。

構造種別	報告時期	計画書又は報告書
鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造	工事に着手する7日前	鉄骨溶接工事作業計画書（様式第9号）
	工事完了検査時	鉄骨工事報告書（様式第9号の2）
鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造	工事に着手する7日前	コンクリート工事施工計画書（様式第9号の3）

	工事完了検査時	コンクリート工事報告書（様式第9号の4）
--	---------	----------------------

（工程報告）

第17条の2 知事又は建築主事は、前条に規定する計画書若しくは報告書を提出すべき建築主並びにその他必要と認める建築物若しくは工作物の建築主及び工事監理者に対し、工程報告書（様式第10号）その他必要な書類の提出を求めることができる。

（定期報告を要する特定建築物の指定等）

第18条 法第12条第1項の規定により知事が指定する特定建築物（同項に規定する特定建築物をいう。以下同じ。）は、次に掲げる建築物とする。

- （1） 劇場、映画館、演芸場、公会堂、集会場（地区公民館を除く。）又は観覧場の用途に供する建築物で当該用途に供する部分の床面積が300平方メートルを超えるもの
- （2） 老人福祉施設（入所施設があるものに限る。）の用途に供する建築物で当該用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートルを超えるもの

2 省令第5条第1項の規定により知事が定める政令第16条第1項各号及び前項各号の建築物に係る報告の時期は、次の表の左欄に掲げる建築物の用途に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

建築物の用途	報告の時期
旅館及びホテル	平成28年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
劇場、映画館及び演芸場	平成29年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂及び集会場（地区公民館を除く。）	平成29年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅に限る。）及び寄宿舎（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームに限る。）	平成29年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
体育館（学校に附属するものを除く。）、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場	平成29年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。

百貨店、マーケット、展示場、公衆浴場及び物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以内のものを除く。）	平成29年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
病院及び診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	平成30年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
就寝用途の児童福祉施設等（助産施設、乳児院、障害児入所施設、助産所、盲導犬訓練施設、救護施設、更生施設、老人短期入所施設（小規模多機能型居宅介護の事業所及び看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。）その他これに類するもの、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、母子保健施設、障害者支援施設、福祉ホーム及び障害福祉サービス（自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。）を行う事業所（利用者の就寝の用に供するものに限る。））	平成30年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、待合、料理店及び飲食店	平成30年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごととする。

3 法第12条第1項の調査は、前項に規定する報告の日前3箇月以内にならなければならない。

4 省令第5条第4項に規定する書類は、付近見取図、配置図、各階平面図その他知事が必要と認める書類とする。

5 省令第6条の3第5項第2号の規定により同条第2項第7号の書類について知事が定める期間は、3年とする。

（定期報告を要する特定建築設備等の指定等）

第19条 法第12条第3項（法第88条第1項において準用する場合を含む。）の規定により知事が指定する特定建築設備等及び工作物は、次に掲げるものとする。

- （1） 政令第16条第1項各号及び前条第1項各号に掲げる建築物に法第28条第2項ただし書及び同条第3項の規定により設けられた換気設備（自然換気設備を除く。）並びに法第35条の規定により設けられた排煙設備（排煙機を有するものに限る。）及び非常用の照明装置
- （2） 前条第1項各号に掲げる建築物に設けられた政令第16条第3項第2号の規定による防火設備（随時閉鎖又は作動をできるもの（外壁開口部の防火設備、常時閉鎖式の防火設備及び防火ダンパーを除く。）に限る。）

2 法第12条第3項の規定による検査は、報告の日前3箇月以内にしたものでなければならない。

3 省令第6条第1項の規定による知事が定める報告の時期は、政令第16条第3項第1号に該当する昇降機及び政令第138条の3に該当する準用工作物にあっては毎年とし、かつ、前回報告した日から1年を超えない日まで、政令第16条第3項第2号に該当する防火設備及び第1項各号に該当するものについては毎年7月1日から12月25日までとする。

4 省令第6条第1項に規定する国土交通大臣が定める検査の項目については、検査の間隔を3年以内とする。

5 省令第6条第4項に規定する書類は、付近見取図、配置図その他知事が必要と認める書類とする。

6 省令第6条の3第5項第2号の規定により同条第2項第8号及び第9号の書類について知事が定める期間は、1年とする。

(違反建築物の標識)

第20条 知事が法第9条第1項又は第10項の命令をした場合（法第9条の2の規定により建築監視員が法第9条第10項の規定による命令をした場合を含む。）の法第9条第13項の標識は、様式第12号による。

(道路とみなされる道の指定)

第21条 法施行の際又は法施行後都市計画区域として指定された際に現に存在する幅員4メートル未満1.8メートル以上の道で一般の交通の用に供されているものは、法第42条第2項の規定により同条第1項の道路とみなす。

(道路の位置の指定申請)

第22条 法第42条第1項第5号に規定する道路の位置の指定を受けようとする者は、道路の位置の指定申請書（様式第13号）に省令第9条に規定する図書のほか、承諾書（様式第13号の2）、承諾者の印鑑証明書、不動産登記法（平成16年法律第123号）による土地の登記事項証明書及び地図の写し並びに次の表に掲げる図書を添えて知事に提出しなければならない。

図面の種類	明示しなければならない事項
敷地計画図その他	1 計画敷地境界線、計画敷地内の宅地割、宅地の地盤高並びに擁壁の位置及びその構造
	2 計画敷地内及び計画敷地の周辺の道路の位置（都市計画道路を含む。）
	3 計画敷地の周辺の地形及び地物
	4 排水計画図

2 知事は、法第42条第1項第5号の規定により指定をしたときは、様式第13号の3による通知書

に、前項の申請書の副本及びその添付書類を添えて、申請者に通知するものとする。

(道路の位置の標示)

第23条 法第42条第1項第5号による道路の位置の指定を受けた者又はこれを変更した者は、側溝、縁石その他これらに類するもので、その位置を標示しなければならない。

2 標示ぐいは、道路の起点、曲点及び終点到10センチメートル角で長さ45センチメートル以上のコンクリート又はこれに類するもので造った標示ぐいを設置するものとする。

3 第1項の規定による標示及び前項の規定による標示ぐいは、移動してはならない。

(私道の変更又は廃止等)

第24条 私道のうち法第42条第1項第3号若しくは第5号又は同条第2項若しくは第3項に規定するものの位置を変更し、又は廃止しようとする者は、道路の位置の変更（廃止）申請書（様式第13号）に省令第9条に規定する図書を添えて知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の申請に基づき私道のうち法第42条第1項第3号若しくは第5号又は同条第2項若しくは第3項に規定するものの位置を変更し、又は廃止したときは、様式第13号の3による通知書に、前項の申請書の副本及びその添付図書を添えて、申請者に通知するものとする。

3 指定を受けた者で当該指定を受けた道路を変更し、又は廃止したときは、すみやかに変更又は廃止に係る前条第2項の標示ぐいを除去しなければならない。

(公告の方法)

第24条の2 省令第10条及び第10条の20の規定による公告は、知事が指定する場所に掲示して行うものとする。

(都市計画法等による事業計画道路の指定申請)

第25条 法第42条第1項第4号の規定により知事の指定を受けようとする者は、都市計画法等に係る事業計画予定道路の指定申請書（様式第14号）に次に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

(1) 関係市町村長の意見を記載した図書

(2) 計画道路の事業施行者の意見書

(3) 計画道路の敷地境界を明示した図書

(4) その他知事が必要と認める図書

2 知事は、前項の申請書を審査した結果、指定をしようとする場合にあっては、都市計画法等に係る事業計画予定道路の指定通知書（様式第14号の2）を、指定をしない場合にあっては、その理由を記載した通知書を当該申請者に交付するものとする。

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定申請等)

第26条 法第86条第1項若しくは第2項又は法第86条の2第1項の規定により知事の認定を受けようとする者は、認定申請書(省令別記第61号様式)に省令第10条の16に定める図書のほか次に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 区域内の土地の登記事項証明書
- (2) 区域内の権利者一覧表
- (3) その他知事が必要と認める図書

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定区域の標示)

第26条の2 前条の規定による認定を受けた者は、当該認定区域内に認定を受けたことを表示する標識を設置するものとする。

2 前項に規定する標識には、当該認定区域の範囲、配置、敷地内通路及び認定年月日を記載するものとする。

(一定の複数建築物に対する制限の特例に係る認定又は許可の取消しの申請等)

第26条の3 法第86条の5第2項の規定により認定の取消しの申請をしようとする者は、認定取消申請書(省令別記第65号様式)の正本及び副本2通に、同条第3項の規定による許可の取消しの申請をしようとする者は、許可取消申請書(省令別記第65号の2様式)の正本及び副本2通に、それぞれ省令第10条の21に定める図書及び理由書を添付して知事に提出しなければならない。

(尿管浄化槽又は合併処理浄化槽を設ける区域のうち衛生上特に支障があると認める区域)

第27条 尿管浄化槽又は合併処理浄化槽の設置について、政令第32条第1項の規定により知事が衛生上特に支障があると認めて規則で指定する区域は、長崎市及び佐世保市の行政区域を除く長崎県の全域とする。

(法、政令又は条例に基づく承認申請)

第28条 法第3条第1項第4号、法第68条の6ただし書、政令第115条の2第1項第4号ただし書、条例第17条、条例第21条ただし書、条例第22条ただし書、条例第23条第1項ただし書、条例第24条第1項ただし書、条例第25条第1項ただし書、条例第26条、条例第27条又は条例第28条の規定による知事の承認を受けようとする者は、承認申請書(様式第15号)の正本及び副本に次に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 省令第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書
- (2) 理由書
- (3) 申請地をのぞむ2方向以上の写真

(4) 不適格建築物調査(条例第27条の場合に限る。様式第5号及び第5号の2)

(5) その他知事が必要と認める書類

2 知事は、前項の申請書を審査した結果、承認をしようとする場合にあっては、承認通知書(様式第15号の2)を、承認をしない場合にあっては、その理由を記載した通知書を当該申請者に交付するものとする。

(法に基づく認定申請)

第28条の2 法第43条第2項第1号、法第44条第1項第3号、法第52条第6項第3号、法第55条第2項、法第57条第1項、法第68条第5項、法第68条の3第1項から第3項まで若しくは第7項、法第68条の4、法第68条の5の2、法第68条の5の5第1項若しくは第2項、法第68条の5の6、法第86条の6第2項、政令第131条の2第2項若しくは第3項又は政令第137条の16第2号の規定により知事の認定を受けようとする者(政令第131条の2第2項の規定による申請は事業施行者に限る。)は、認定申請書(省令別記第48号様式)、省令第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書並びに理由書のほか次に定める図書を添えて正本及び副本2通(第1号の場合にあっては1通)を知事に提出しなければならない。

(1) 法第43条第2項第1号の場合

- ア 敷地周辺道路及び空地を示す図面
- イ 当該空地の土地の登記事項証明書及び公図の写し
- ウ 管理者との協議経過書(省令第10条の3第1項第1号に規定する道の場合に限る。)(様式第8号の2)
- エ 通行承諾書一覧表(省令第10条の3第1項第2号に規定する道の場合に限る。)(様式第8号の3)
- オ 申請地をのぞむ2方向以上の写真

カ その他知事が必要と認める書類

(2) 前号以外の場合

- ア 第16条第1項第5号に定める図書
- イ その他知事が必要と認める書類

(令5規則8・一部改正)

(適用除外の指定申請)

第28条の3 法第3条第1項第3号に規定する適用の除外の建築物の指定を受けようとする者は、適用の除外の建築物の指定申請書(様式第16号)の正本及び副本2通に次に定める図書を添えて

知事に提出しなければならない。

- (1) 理由書
- (2) 省令第1条の3第1項の表1の(い)項及び(ろ)項に掲げる図書
- (3) 用途地域図
- (4) 法第3条第1項第3号に規定する保存建築物であることを証する書面

2 知事は、前項の申請書を審査した結果、指定をしようとする場合にあっては、当該申請書の副本にその旨を、指定をしない場合にあっては、その理由を記載した通知書を当該申請者に交付するものとする。

(建築協定の認可申請)

第29条 法第70条第1項又は法第76条の3第2項の規定による建築協定の認可を受けようとする者は、建築協定認可申請書(様式第17号)の正本及び副本4部に次に定める図書を添えて知事に提出しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 配置図及び建築協定区域を示す図面
- (3) 建築協定書
- (4) 建築協定区域内における法第69条に規定する土地の所有者等の全員の建築協定関係者合意一覧表(様式第18号)並びに当該所有者等であることを証する登記事項証明書及びその者の印鑑証明書を付した同意書
- (5) その他知事が必要と認める図書

2 法第74条第1項又は法第76条第1項(法第76条の3第6項において準用する場合を含む。)の規定により建築協定の変更又は廃止をしようとする者は、建築協定変更・廃止認可申請書(様式第19号)に知事が必要と認める書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前2項の申請書を審査した結果、認可をしようとする場合にあっては、建築協定認可通知書(様式第19号の2)を、認可をしない場合にあっては、その理由を記載した通知書を当該申請者に交付するものとする。

第30条 削除

(令3規則69)

(中間検査)

第31条 法第7条の3第1項第2号の規定により知事が指定する特定工程の対象となる建築物は、法別表第1第1項から第4項までの(い)欄に掲げるもので地階を除く階数が3以上かつ延べ面

積が500平方メートルを超える耐火建築物とする。

2 法第7条の3第2項(法第87条の4又は法第88条第1項において準用する場合を含む。)の規定による申請をする場合は、省令第4条の8に規定する図書のほか、建築主事が必要と認める図書を添付しなければならない。

(令3規則69・一部改正)

(垂直積雪量)

第32条 政令第86条第3項の規定により知事が規則で定める垂直積雪量(長崎市及び佐世保市の区域を除く。)は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる数値とする。

区分			数値(メートル)
区域1	区域2	区域3	
標高が 2メートル以下の場合	標高が 90メートル以下の場合	標高が 40メートル以下の場合	0.2
2メートルを超え160 メートル以下の場合	90メートルを超え260 メートル以下の場合	40メートルを超え210 メートル以下の場合	0.3
160メートルを超え 330メートル以下の場合	260メートルを超え420 メートル以下の場合	210メートルを超え370 メートル以下の場合	0.4
330メートルを超え 500メートル以下の場合	420メートルを超え590 メートル以下の場合	370メートルを超え540 メートル以下の場合	0.5
500メートルを超え 660メートル以下の場合	590メートルを超え760 メートル以下の場合	540メートルを超え710 メートル以下の場合	0.6
660メートルを超え る場合	760メートルを超える 場合	710メートルを超える 場合	告示式を用いた数値 による。

備考

1 この表において、区域1、区域2及び区域3とは、それぞれ次に掲げる市町村の区域をいう。

区域1 諫早市のうち飯盛町及び小長井町を除く区域、大村市、松浦市のうち鷹島町を除く

区域、雲仙市のうち吾妻町及び愛野町の区域、長与町、東彼杵町、川棚町、波佐見町並びに佐々町

区域2 平戸市のうち生月町及び大島村の区域、対馬市のうち上対馬町の区域、壱岐市、五島市のうち玉之浦町及び奈留町の区域、小値賀町並びに新上五島町

区域3 区域1及び区域2を除く市町村の区域

2 この表において標高とは、敷地の標準的な標高をいう。

2 前項の規定にかかわらず、多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準を定める件(平成12年建設省告示第1455号)中の第2に掲げる算式により垂直積雪量を計算した場合においては、その計算により求めた数値(以下「告示式による数量」という。)をもって垂直積雪量(この数値が0.15メートル未満のときは、0.15メートルとする。)とすることができる。この場合において、当該算式中「区域の標準的な標高」とあるのは「敷地の標準的な標高」と、「区域の標準的な海率」とあるのは「敷地の標準的な海率」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和46年11月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際、現にこの規則による改正前の長崎県建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則 (昭和48年規則第56号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則 (昭和52年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和53年規則第71号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則 (昭和56年規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第27条の改正規定は、昭和56年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則 (平成3年規則第36号)

この規則は、公布の日から施行し改正後の建築基準法施行細則の規定は、平成3年6月7日から適用する。

附 則 (平成5年規則第38号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則 (平成6年規則第57号)

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則 (平成7年規則第16号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第30条の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82

号。以下「改正法」という。) 第1条の規定による改正前の都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域に関する都市計画が定められている都市計画区域について、改正法第1条の規定による改正後の都市計画法第2章の規定により、当該都市計画区域について、用途地域に関する都市計画が決定されたときは、当該都市計画の決定に係る都市計画法第20条第1項の規定による告示があった日までの間、この規則による改正後の建築基準法施行細則(以下「規則」という。)第6条、第15条第2号及び第16条の規定の適用については、規則第6条中「法第53条第3項第2号」とあるのは「都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成4年法律第82号)第2条の規定による改正前の建築基準法(以下「旧法」という。)第53条第3項第2号」と、規則第15条第2号中「政令第137条の4」とあるのは「都市計画法施行令及び建築基準法施行令の一部を改正する政令(平成5年政令第170号)第2条の規定による改正前の建築基準法施行令(以下「旧政令」という。)第137条の4」と、「政令第135条の5」とあるのは「旧政令第135条の5」と、規則第16条中「法第48条第1項から第12項」とあるのは「旧法第48条第1項から第8項」と、「法第55条第3項第1号若しくは第2号」とあるのは「旧法第55条第3項第1号若しくは第2号」と、「法第56条の2第1項」とあるのは「旧法第56条の2第1項」とする。

附 則(平成8年規則第27号)

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則(平成9年規則第6号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第19条の改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

附 則(平成11年規則第33号の2)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成11年規則第50号)

(施行期日)

1 この規則は、平成11年11月11日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則(平成13年規則第53号)

(施行期日)

1 この規則は、平成13年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則(以下「新規則」という。)の施行の日前に改正前の建築基準法施行細則の規定によりなされた申請その他の手続きで新規則に相当の規定があるものは、新規則の施行の日以降は新規則の相当の規定によってした申請その他の手続きとみなす。

附 則(平成15年規則第57号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の建築基準法施行細則の規定によりなされた申請その他の手続きで改正後の建築基準法施行細則(以下「新規則」という。)に相当の規定があるものは、新規則の相当の規定によってした申請その他の手続きとみなす。

附 則(平成16年規則第16号)抄

1 この規則は、公布の日から施行し、平成16年3月1日から適用する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 次のアからコまでに掲げる規定 平成16年8月1日

アからキまで 略

ク 第11条中「高島町」を「五島市のうち玉之浦町、奈留町の区域、高島町」に改める改正規定、「玉之浦町、奈留町」を削る改正規定及び「若松町、上五島町、新魚目町、有川町、奈良尾町」を「新上五島町」に改める改正規定

附 則(平成16年規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に改正前の建築基準法施行細則の規定によりなされた申請その他の手続で改正後の建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）に相当の規定があるものは、新規則の相当の規定によってした申請その他の手続とみなす。

附 則（平成16年規則第68号）抄

(施行期日)

1 この規則は、平成17年1月4日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、平成17年3月1日から施行する。

(1)及び(2) 略

(3) 第5条の改正規定のうち諫早市、多良見町、森山町及び高来町に係る部分

附 則（平成17年規則第24号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成17年規則第90号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条の規定中建設業者提出書類閲覧規則別表北振興局建設部建設管理課の項の改正規定及び北振興局田平土木事務所総務課の項の改正規定（福島町及び鷹島町に係る部分に限る。）並びに第2条の規定中建築基準法施行細則第32条第1項の表備考1区域1の項の改正規定（鷹島町及び福島町に係る部分に限る。） 平成18年1月1日

(2) 略

(3) 第1条の規定中建設業者提出書類閲覧規則別表島原振興局建設部建設管理課の項の改正規定（南島原市に係る部分に限る。）、第2条の規定中建築基準法施行細則第32条第1項の表備考1区域2の項の改正規定（宇久町に係る部分に限る。）及び第3条の規定中長崎県遊漁船業者登録簿閲覧規則別表長崎県水産部資源管理課の項の改正規定 平成18年3月31日

附 則（平成20年規則第29号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出

されている申請書その他の書類は、この規則による改正後の建築基準法施行細則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

附 則（平成21年規則第29号の6）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成28年5月31日規則第40号）

(施行期日)

1 この規則は、平成28年6月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(経過措置)

2 施行日以後に新たに法第12条第1項の規定により報告の対象となる建築物（この規則の施行の際現に存するものに限る。次項において同じ。）に対するこの規則による改正後の長崎県建築基準法施行細則（以下「新規則」という。）第18条第2項の規定の適用については、平成31年5月31日までの間は、同項中「平成28年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごと」とあるのは、「平成28年7月1日から平成29年12月25日まで」とし、「平成29年7月1日から同年12月25日までとし、以降3年ごと」とあるのは、「平成29年7月1日から平成30年12月25日まで」とする。

3 施行日以後に新たに法第12条第1項の規定により報告の対象となる建築物の特定建築設備等（昇降機、昇降機等及び防火設備を除くものとし、この規則の施行の際現に存するものに限る。以下同じ。）に対する新規則第19条第3項の規定の適用については、平成31年5月31日までの間は、同項中「毎年7月1日から12月25日まで」とあるのは、次の表の左欄に掲げる建築物の特定建築設備等の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

旅館及びホテル	平成28年7月1日から平成29年12月25日まで
劇場、映画館及び演芸場	平成29年7月1日から平成30年12月25日まで
観覧場（屋外観覧場を除く。）、公会堂及び集会場（地区公民館を除く。）	平成29年7月1日から平成30年12月25日まで
共同住宅（サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム及び障害者グループホームに限る。）	平成29年7月1日から平成30年12月25日まで
体育館（学校に附属するものを除く。）、博物館、美術館、図	平成29年7月1日から平成30年12月25日まで

書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場	日まで
百貨店、マーケット、展示場、公衆浴場及び物品販売業を営む店舗（床面積が10平方メートル以内のものを除く。）	平成29年7月1日から平成30年12月25日まで

4 小荷物専用昇降機及び防火設備（この規則の施行の際現に存するもの又は施行日から平成29年5月31日までの間に法第7条第5項又は法第7条の2第5項（いずれも法第87条の2において準用する場合を含む。）の規定による検査済証の交付を受けたものに限る。）に対する新規規則第19条第3項の規定の適用については、平成31年5月31日までの間は、「毎年とし、かつ、前報告した日から1年を超えない日まで」及び「毎年7月1日から12月25日まで」とあるのは、それぞれ「平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間」とする。

附 則（平成30年3月30日規則第22号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年10月12日規則第45号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年5月28日規則第69号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年10月14日規則第26号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月7日規則第8号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第3条、第4条関係）
建築基準法施行細則第3条（第4条）の規定による届出書

年 月 日

長崎県知事
地方機関の長
長崎県建築主事 様

届出者 住 所
氏 名
電話番号（ ） —

1 処分年月日・番号	年 月 日 第 号			
2 建築物の名称				
3 建築物の用途及び構造				
4 建築場所				
変更届出	建築主	新 住所氏名 旧 住所氏名		
	工事監理者	新 住所氏名 旧 住所氏名		
		工事施工者	新 住所氏名 建設業の許可（ ）第 号 旧 住所氏名	
	地 番		新 旧	
		届 出	<input type="checkbox"/> 取下げ ・ <input type="checkbox"/> 取りやめ (いずれか) <input checked="" type="checkbox"/> マーク	
	理由			
	※地方機関受付欄		※本庁受付欄	※処理欄

- (注) 1 第3条の規定による届出の場合（法又は条例の規定により確認を受けた建築物に限る。）は、変更後の建築計画概要書（省令別記第3号様式）を添付してください。
- 2 第4条の規定による届出の場合、許可又は確認の通知書を添付してください。
- 3 処分前に取下げをする場合の処分年月日は、受理年月日を記載してください。

様式第2号（第5条関係）

証 明 願

年 月 日

長崎県知事
地方機関の長 様

願出人 住 所
氏 名
電話番号（ ） —

下記事項について、〔建築基準法第 条 第 項の規定による 証を交付済である〕
〃 第15条第1項の規定による 届が受理されている
ことを証明願います。

記

建 築 主	住所 氏名
建 築 場 所	
工 事 種 別	新築、増築、改築、移転、修繕、模様替、用途変更
主 要 用 途	
構 造 ・ 階 数	造 地上 階/地下 階
建 築 面 積	申請部分 . m ²
	申請以外の部分 . m ²
延 べ 面 積	申請部分 . m ²
	申請以外の部分 . m ²
<input type="checkbox"/> 工事・除去届受理年月日 (法第15条第1項)	年 月 日
<input type="checkbox"/> 確認済証	年 月 日 第 号
<input type="checkbox"/> 中間検査済証	年 月 日 第 号
<input type="checkbox"/> 完了検査済証	年 月 日 第 号
証明事由（具体的に記載すること。）	

(注) 証明が必要な事項について、欄にレを記入して下さい。

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

知事又は地方機関の長 印

様式第2号の2（第5条関係）

道路位置指定済証明願

年 月 日

長崎県知事
地方機関の長 様

願出人 住 所
氏 名
電話番号（ ） —

下記の土地については、建築基準法第42条第1項第5号の規定に基づく道路の位置の指定を受けていることを証明願います。

記

指 定 年 月 日	年 月 日
指 定 番 号	第 号
関 係 土 地 の 地 名 地 番 (道 路 部 分)	
道 路 幅 員	幅員(1) m 当該幅員部分の延長 m
	幅員(2) m 当該幅員部分の延長 m
道 路 延 長	m
申 請 者 の 氏 名	
証 明 事 由 (具体的に記載すること。)	

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

知事又は地方機関の長 印

様式第2号の3 (第5条関係)

指 定 済 証 明 願

年 月 日

長崎県知事
地方機関の長 様

願出人 住 所
氏 名
電話番号 () -

下記の道については、建築基準法第42条第2項 (第3項) による道路として指定を受けていることを証明願います。

記

- 1 道路台帳の道路番号
- 2 道路の位置 (住宅地図等に位置、道路番号を記載したものを添付)

- 3 証明事由 (具体的に記載すること。)

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

知事又は地方機関の長 印

様式第3号 (第8条関係)

意 見 の 聴 取 請 求 書

年 月 日

長崎県知事 様

請求者 住 所
氏 名
電話番号 () -

建築基準法第 条第 項の規定による公開による意見の聴取を請求いたします。

建築主 住 所
氏 名

建 築 場 所

建築物の構造規模

用 途

※地方機関受付欄	※本庁受付欄	※処理欄

様式第3号の2 (第8条関係)

意見の聴取通知書

建第 号
年 月 日

様

長崎県知事 印

建築基準法第 条 項の規定により、下記のとおり公開による意見の聴取を実施しますのでご出席下さい。
なお、本人が出席できない場合は、代理人を出席させることができます。この場合は、委任状をご持参下さい。

- 1 件名
- 2 意見の聴取の日時
- 3 意見の聴取の場所
- 4 その他

様式第4号 (第15条関係)

工場・危険物・廃棄物調査書

業種	作業場床面積						
	申請部分		申請以外の部分		合計		
	m ²		m ²		m ²		
工場	原料名	1日の処理量	1日の製品名			1日の生産量	
関係	機械台数			原動機の出力 (KW)			
係	機械の種類	新(増)設	既設	計	新(増)設	既設	計
事項	合計						
	作業方法						
危険物関係事項	危険物の種類		用途	最大貯蔵量	最大処理量		
	申請部分						
	申請以外の部分						
廃棄物関係事項	廃棄物の種類・名		処理方法	最大処理能力 (単位=)			備考
				新(増)設	既設	計	
備考	作業方法						

- (注) 1 「業種」欄は、工場形態を分かりやすく示すような工場種類名を記入して下さい。
 2 「原料名」欄は、工場に搬入される原料の品名を記入して下さい。
 3 「作業方法」欄は、作業工程の順に従って具体的に記入して下さい。(外注部分はその旨明記)
 4 「備考」欄は、既存工場等設立年月日、増築等の略歴、過去に受けた許可若しくは確認、作業員数について記入し、危険物については、政令第116条第3項の比率を記入して下さい。

様式第5号 (第15条関係)

不適格建築物調書

台帳番号	※第号	調書番号	※第号			
用途地域	その他の地域・地区					
事業の内容	設置年月日		年月日			
適合しなくなった日	年月日	適合しない条項				
建築物の所在地						
建築主の名称及び代表者氏名						
基本数A	敷地面積	㎡	原動機の出力数	KW	適合しない容器等の容量	原料・製品
	建築面積	㎡	適合しない原動機の出力数	KW	危険物の貯蔵量	
	床面積の合計	㎡	機械の台数		危険物の処理量	
	作業場の床面積の合計	㎡	適合しない機械の台数		構造・棟数その他	
		本申請以前	本申請の増	合計D =	D/A	工事種別
		B	C	B+C		
床面積の合計						
作業場の床面積の合計						
適合しない原動機の出力数						
適合しない機械の台数						
適合しない容器等の容量						
危険物の貯蔵量						
危険物の処理量						
備考						

(注) ※印欄は、記入しないで下さい。

様式第5号の2 (第15条関係)

不適格建築物調書 (防火地域・準防火地域)

台帳番号	※第号	調書番号	※第号			
防火地域又は準防火地域	その他の地域・地区					
建築物の所在地	所有者・占有者又は管理者の氏名					
建築物の用途	建築年月日		年月日			
	不適合となった年月日		年月日			
確認年月日及び番		年月日		第号		
基本数A	敷地面積	㎡	建築面積の合計	㎡		
	延べ面積の合計	㎡	容積率	%	建蔽率 %	
	建築面積 (㎡)		延べ面積 (㎡)	構造種別	参考事項	
	棟別	1				
	2					
	3					
	4					
基準時以降の数B	工事種別	本申請以前	本申請の増	計	B/A	
	棟別	1				
		2				
		3				
	4					
備考						

(注) ※印欄は、記入しないで下さい。

様式第6号 (第15条関係)

不適格特殊建築物調書

台帳番号	※第	号	調書番号	※第	号
用途地域			その他の地域・区		
建築物の用途			建築年月日	年 月 日	
適合しなくなった日	年 月 日		適合しない条項		
敷地の位置					
建築物の名称及び代表者氏名					
基本数A	敷地面積	m ²		棟数	
	建築面積	m ²		処理能力	
	床面積の合計	m ²		設備の台数等	
	本申請以前B	本申請の増C	合計D=B+C	D/A	工事種別
床面積の合計					
処理能力					
設備の台数等					
備考					

(注) ※印欄は記入しないでください。

様式第7号 (第15条関係)

共用廊下等の部分の容積率不算措置適用調書

建築主等の概要	1 建築物の名称			
	2 建築主住所氏名	電話番号 () —		
	3 代表者住所氏名	電話番号 () —		
	4 設計者住所氏名	電話番号 () —		
建築物及びその敷地に関する事項	5 地名地番			
	6 敷地面積用途地域	(m ²) (m ²)	合計 (. m ²)	
		() ()	7 前面道路幅員	m
	8 建築面積	[指定建蔽率 %]		
	イ 建築面積	(. m ²)		
	ロ 建築面積の敷地面積に対する割合	(%)		
	9 延べ面積	[基準容積率 %]		
	イ 建築物全体	(, . m ²)		
	ロ 地階の住宅又は老人ホーム等の部分	(, . m ²)		
	ハ エレベーターの昇降路の部分	(, . m ²)		
ニ 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分	(, . m ²)			
ホ 認定機械室等の部分	(, . m ²)			
ヘ 自動車車庫等の部分	(, . m ²)			
ト 備蓄倉庫の部分	(, . m ²)			
チ 蓄電池の設置部分	(, . m ²)			
リ 自家発電設備の設置部分	(, . m ²)			
ヌ 貯水槽の設置部分	(, . m ²)			
ル 宅配ボックスの設置部分	(, . m ²)			
ロ 其他の不算入部分	(, . m ²)			
ワ 住宅の部分	(, . m ²)			
カ 老人ホーム等の部分	(, . m ²)			
ヨ 延べ面積	(, . m ²)			
容積率	タ 延べ面積の敷地面積に対する割合	(%)		
建築物の階別概要	10 床面積(階別)	(共同住宅等部分)	(共用廊下等部分)	(合計)
		(階) (. m ²)	(階) (. m ²)	(. m ²)
		(階) (. m ²)	(階) (. m ²)	(. m ²)
		(階) (. m ²)	(階) (. m ²)	(. m ²)
		(階) (. m ²)	(階) (. m ²)	(. m ²)
		(階) (. m ²)	(階) (. m ²)	(. m ²)
		(階) (. m ²)	(階) (. m ²)	(. m ²)
		(階) (. m ²)	(階) (. m ²)	(. m ²)
		(階) (. m ²)	(階) (. m ²)	(. m ²)
	合計	(. m ²)	(. m ²)	(. m ²)
その他	11 複合建築物の場合の不算入できる共用廊下等の部分の床面積(D)			
	(D) =	$\frac{\text{全体の共用廊下等部分の床面積の合計(A)}}{\text{(B) + 専ら非住宅の用に供されている専用部分及び共用部分の床面積の合計(C)}} \times \text{専ら住宅の用に供されている専用部分及び共用部分の床面積の合計(B)}$		

※添付書類：各階平面図（共同住宅部分、共用廊下等部分の着色）、各階床面積求積図

計画変更床面積算定書	
	変更床面積 (㎡)
【Ⅰ】増加床面積	
【Ⅱ】計画変更床面積算定準則による変更床面積 (【Ⅰ】に係る部分を除く。)	
① 敷地に接する道路の幅員、敷地が道路に接する部分の長さ、敷地面積、敷地境界線又は敷地内における建築物の位置の変更……………→<申請に係る建築物の建築面積>	
② 建築面積の変更……………→<変更される建築面積>	
③ 高さ又は階数の変更……………→<高さが変更される部分の床面積又は変更される階の床面積>	
④ 床の変更……………→<変更される部分の床面積>	
⑤ 階段の変更……………→<変更される部分の水平投影面積>	
⑥ 柱、はり又はけたの変更……………→<当該変更に係る柱、はり又はけたが荷重を負担する部分の床面積 (変更前と変更後で荷重を負担する部分の床面積が異なる場合にあっては、その大きい方の面積を変更する部分の床面積とする (次号において同じ。)) >	
⑦ 壁の変更……………→<当該壁のある室の床面積に当該室の壁全体の長さに占める変更される壁の長さの割合を乗じた面積>	
⑧ 屋根、軒、軒裏、ひさし又は天井の変更……………→<変更される部分の水平投影面積>	
⑨ 開口部の変更……………→<変更される開口部の面積>	
⑩ 土台、基礎又は基礎ぐいの変更……………→<土台、布基礎又はこれに類する基礎にあっては壁に、その他の基礎又は基礎ぐいにあるは柱に準じて算出された面積>	
⑪ 小屋組の変更……………→<変更される小屋組に囲まれる部分の水平投影面積>	
⑫ 斜材……………→<変更される部分の水平投影面積。ただし、当該斜材が壁に含まれる場合にあっては壁の変更として算出した面積とする。>	
⑬ 建築設備 (建築基準法第87条の2第1項に該当するものを除く。)の変更……………→<変更される建築設備の水平投影面積。ただし、防煙壁の変更にあつては、当該防煙壁のある防煙区画部分の床面積に当該防煙区画部分の壁全体の長さに占める変更される防煙壁の長さの割合を乗じた面積>	

⑭ ①～⑬に掲げる変更以外のもの (当該建築物の計画に前項各号に掲げる変更が含まれる場合を除く。) ……………→<30平方メートル以下>	
【Ⅱ】に係る変更面積の合計	
【Ⅲ】変更前の計画の床面積の合計	
(【Ⅰ】 + 【Ⅱ】 × 1/2)	

【Ⅱ】が【Ⅲ】を上回った場合、(【Ⅰ】 + 【Ⅱ】 × 1/2)を(【Ⅰ】 + 【Ⅲ】 × 1/2)に置き換えて算定する。

建築物移動等円滑化基準チェックリスト

※施設等の欄の(第〇条)は、高齢者、身体障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の該当条文

○一般基準

施設等	チェック項目
廊下等 (第11条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②点状ブロック等の敷設(階段又は傾斜路の上端に近接する部分) ※1
階段 (第12条)	①手すりを設けているか(踊場を除く) ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③段は識別しやすいものか ④段はつまずきにくいものか ⑤点状ブロック等の敷設(段部分の上端に近接する踊場の部分) ※2 ⑥原則として主な階段を回り階段としていないか
傾斜路 (第13条)	①手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm未満の傾斜部分は免除) ②表面は滑りにくい仕上げであるか ③前後の廊下等と識別しやすいものか ④点状ブロック等の敷設(傾斜部分の上端に近接する踊場の部分) ※3
便所 (第14条)	①車いす使用者用便房を設けているか(1以上) (1)腰掛便座、手すり等が適切に配置されているか (2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか ②水洗器具(オストメイト対応)を設けた便房を設けているか(1以上) ③床置き式の小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが35cm以下のものに限る)その他これらに類する小便器を設けているか(1以上)
ホテル又は旅館の客室 (第15条)	①客室の総数が50以上で、車いす使用者用客室を1以上設けているか ②便所(同じ階に共用便所があれば免除) (1)便所内に車いす使用者用便房を設けているか (2)出入口の幅は80cm以上であるか(当該便房を設ける便所も同様) (3)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか(当該便房を設ける便所も同様) ③浴室等(共用の浴室等があれば免除) (1)浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されているか (2)車いすで利用しやすいよう十分な空間が確保されているか (3)出入口の幅は80cm以上であるか (4)出入口の戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか

- ※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
- ※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
- ・自動車車庫に設ける場合
 - ・段部分と連続して手すりを設ける場合
- ※3 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配1/12以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・自動車車庫に設ける場合
 - ・傾斜部分と連続して手すりを設ける場合

○一般基準

施設等	チェック項目
敷地内の通路 (第16条)	①表面は滑りにくい仕上げであるか ②段がある部分 (1)手すりを設けているか (2)識別しやすいものか (3)つまずきにくいものか ③傾斜路 (1)手すりを設けているか(勾配1/12以下で高さ16cm以下又は1/20以下の傾斜部分は免除) (2)前後の通路と識別しやすいものか
駐車場 (第17条)	①車いす使用者用駐車施設を設けているか(1以上) (1)幅は350cm以上であるか (2)利用居室までの経路が短い位置に設けられているか
標識 (第19条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることの表示が見やすい位置に設けているか ②標識は、内容が容易に識別できるものか(日本工業規格Z8210に適合しているか)
案内設備 (第20条)	①エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示した案内板等があるか(配置を容易に視認できる場合は除く) ②エレベーターその他の昇降機、便所の配置を点字その他の方法(文字等の浮き彫り又は音による案内)により視覚障害者に示す設備を設けているか ③案内所を設けているか(①、②の代替措置)

○視覚障害者移動円滑化経路(道等から案内設備までの1以上の経路に係る基準)

施設等	チェック項目
案内設備までの経路 (第21条)	①線状ブロック等・点状ブロック等の敷設又は音声誘導装置の設置(風除室で直進する場合は免除) ※1 ②車路に接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ③段・傾斜がある部分の上端に近接する部分に点状ブロック等を敷設しているか ※2

- ※1 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
- ・自動車車庫に設ける場合
 - ・受付等から建物出入口を容易に視認でき、道等から当該出入口まで線状ブロック等・点状ブロック等や音声誘導装置で誘導する場合
- ※2 告示で定める以下の場合を除く(告示第1497号)
- ・勾配が1/20以下の傾斜部分の上端に近接する場合
 - ・高さ16cm以下で勾配が1/12以下の傾斜部分の上端に接する場合
 - ・段部分又は傾斜部分と連続して手すりを設ける踊場等

○移動等円滑化経路（利用居室、車いす使用者便所・駐車施設に至る1以上の経路に係る基準）

施設等	チェック項目
(第18条第2項第一号)	①階段・段が設けられていないか（傾斜路又エレベーターその他の昇降機を併設する場合は免除）
出入口（第二号）	①幅は80cm以上であるか ②戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
廊下等（第三号）	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか
傾斜路（第四号）	①幅は120cm以上（階段に併設する場合は90cm以上）であるか ②勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか ③高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか
エレベーター及びその乗降ロビー（第五号）	①かごは必要階（利用居室又は車いす使用者用便所・駐車施設のある階、地上階）に停止するか ②かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上であるか ③かごの奥行きは135cm以上であるか ④乗降ロビーは水平で、150cm角以上であるか ⑤かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい制御装置を設けているか ⑥かご内に停止予定階・現在位置を表示する装置を設けているか ⑦乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けているか ⑧不特定多数の者が利用する2,000m ² 以上の建築物に設けるものの場合 （1）上記①から⑦を満たしているか （2）かごの幅は140cm以上であるか （3）かごは車いすが転回できる形状か ⑨不特定多数の者又は主に視覚障害者が利用するものの場合 ※1 （1）上記①から⑧を満たしているか （2）かご内に到着階・戸の閉鎖を知らせる音声装置を設けているか （3）かご内及び乗降ロビーに点字その他の方法（文字等の浮き彫り又は音による案内）により視覚障害者が利用しやすい制御装置を設けているか （4）かご内又は乗降ロビーに到着するかごの昇降方向を知らせる音声装置を設けているか
特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機（第六号）	①エレベーターの場合 （1）段差解消機（平成12年建設省告示第1413号第九号のもの）であるか （2）かごの幅は70cm以上であるか （3）かごの奥行きは120cm以上であるか （4）かごの床面積は十分であるか（車いす使用者がかご内で方向を変更する必要がある場合） ②エスカレーターの場合 （1）車いす使用者用エスカレーター（平成12年建設省告示第1417号第1ただし書のもの）であるか
敷地内の通路（第七号）	①幅は120cm以上であるか ②区間50m以内ごとに車いすが転回可能な場所があるか ③戸は車いす使用者が通過しやすく、前後に水平部分を設けているか ④傾斜路 （1）幅は120cm以上（段に併設する場合は90cm以上）であるか （2）勾配は1/12以下（高さ16cm以下の場合は1/8以下）であるか （3）高さ75cm以内ごとに踏幅150cm以上の踊場を設けているか（勾配1/20以下の場合は免除）
(第3項)	⑤上記①から④は地形の特殊性がある場合は車寄せから建物出入口までに限る

※1 告示で定める以下の場合を除く（告示第1494号）

- ・自動車車庫に設ける場合

様式第7号の4（第15条関係）

アスベスト調査報告書

年 月 日

建築主事 様

建築主 住所
氏名

既存建築物のアスベスト使用状況について、調査した結果を報告します。
この報告書に記載した事項は、事実と相違ありません。

1 調査者	資格	() 級建築士 () 登録 第 号		
	氏名			
	建築士事務所名	() 級建築士事務所 () 知事登録 第 号		
	所在地			
	電話番号			
2 計画概要 (工事建物)	建築物の名称			
	確認済証年月日	年 月 日	確認済証番号	第 号
	検査済証年月日	年 月 日	検査済証番号	第 号
	建築場所			
	建築物の概要	用途	構造	階数 地上 階/地下 階
	工事種別	<input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替 <input type="checkbox"/> 用途変更		
	既存・増改築部分の面積関係		着手年月日	延べ面積
		今回増改築部分		m ²
		基準時以降増改築部分	年 月 日	m ²
		計		m ² A
	既存部分		m ² B	
	<input type="checkbox"/> A/B= %			
	※基準時 平成18年10月1日			
3 調査結果	石綿等規制材料の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し		
	石綿等規制材料の有りの場合	使用商品名		
		施工部位	<input type="checkbox"/> 建築物	<input type="checkbox"/> 柱 <input type="checkbox"/> 梁 <input type="checkbox"/> 壁 <input type="checkbox"/> 屋根 <input type="checkbox"/> 床 <input type="checkbox"/> 設備（使用部位：） <input type="checkbox"/> その他（使用部位：）
			<input type="checkbox"/> 工作物	工作物の種類：（） 使用部位：（）
		石綿含有量	%	
	石綿含有量証明資料	<input type="checkbox"/> メーカーカタログ添付 <input type="checkbox"/> メーカー証明書添付 <input type="checkbox"/> 検査機関による証明書添付（検査機関名：）		
	石綿等規制材料施工範囲図	別添のとおり		

様式第7号の5（第15条関係）

土砂災害特別警戒区域照会願出書（急傾斜地の崩壊による場合）

特別警戒区域における居室を有する建築物の構造耐力基準に関する建築基準法施行令第80条の3及び同施行令第82条の5第8号の適用に際し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項及び同条第2項並びに同法施行令第4条に基づき長崎県知事が指定し、又は定める事項について確認等が必要ですので、下記のとおり照会します。

年 月 日

長崎県知事 様
（砂防部局）

申請者住所
氏名

太線の枠内には記入しないで下さい。

建築主住所・氏名	電話 () —	
設計者住所・氏名	電話 () —	
照会を要する敷地の地名及び地番		
照会を要する敷地の面積		
特別警戒区域の名称及び指定番号		
建築物と崖の下端との距離	m	
(自然現象) 急傾斜地	建築物と崖の下端との距離の採用値	m
	想定される移動する土石等の高さ	m
	想定される堆積する土砂等の高さ	m
	想定される移動による最大の力	kN/m ²
	想定される堆積する土砂による最大の力	kN/m ²
特別警戒区域と建築物の敷地との関係	別添図面（配置図・敷地断面図）のとおり。	

受付欄	照合欄	年 月 日
	上記のとおり回答します。	
	振興局・支所長	印

注) 建築物の位置により上記数値が変動するので、計画の変更がある場合は速やかに協議してください。
<作成要領>

1. 別添図書である申請建築物の配置図及び敷地断面図には申請建築物を実線で表示し、不動の構造物との離れを記入してください。なお、建替えの場合は、上記配置図に既存建築物を破線で表示してください。（不動の構造物とは、河川、道路等の構造物及び隣接する家屋等を指します。）
2. 添付図面には照会した旨がわかる確認印を押印しますので、建築確認申請の図面と同じものを使用してください。
3. この様式は2部作成し提出してください、一部は返却します。
4. 「建築確認申請書（正本）」には返却されたものの写しを添付し、原本は、「建築確認申請書（副本）」に添付してください。
5. 本様式において、塀等の構造物にて対策工を行う場合は、様式中「建築物」を「塀等」に読み替えるものとする。

様式第7号の6（第15条関係）

土砂災害特別警戒区域照会願出書（土石流による場合）

特別警戒区域における居室を有する建築物の構造耐力基準に関する建築基準法施行令第80条の3及び同施行令第82条の5第8号の適用に際し、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第9条第1項及び同条第2項並びに同法施行令第4条に基づき長崎県知事が指定し、又は定める事項について確認等が必要ですので、下記のとおり照会します。

年 月 日

長崎県知事 様
（砂防部局）

申請者住所
氏名

太線の枠内には記入しないで下さい。

建築主住所・氏名	電話 () —	
設計者住所・氏名	電話 () —	
照会を要する敷地の地名及び地番		
照会を要する敷地の面積		
特別警戒区域の名称及び指定番号		
(自然現象) 土石流	想定される土石流の高さ	m
	想定される土石流による最大の力	kN/m ²
特別警戒区域と建築物の敷地との関係	別添図面（配置図・敷地断面図）のとおり。	

受付欄	照合欄	年 月 日
	上記のとおり回答します。	
	振興局・支所長	印

注) 建築物の位置により上記数値が変動するので、計画の変更がある場合は速やかに協議してください。
<作成要領>

1. 別添図書である申請建築物の配置図及び敷地断面図には申請建築物を実線で表示し、不動の構造物との離れを記入してください。なお、建替えの場合は、上記配置図に既存建築物を破線で表示してください。（不動の構造物とは、河川、道路等の構造物及び隣接する家屋等を指します。）
2. 添付図面には照会した旨がわかる確認印を押印しますので、建築確認申請の図面と同じものを使用してください。
3. この様式は2部作成し提出してください、一部は返却します。
4. 「建築確認申請書（正本）」には返却されたものの写しを添付し、原本は、「建築確認申請書（副本）」に添付してください。
5. 本様式において、塀等の構造物にて対策工を行う場合は、様式中「建築物」を「塀等」に読み替えるものとする。

様式第8号（第15条の2関係）

軽微な変更届出書

年 月 日

長崎県建築主事 様

届出者 住 所
氏 名

建築物の名称			
確認済証年月日	年 月 日	確認済証番号	第 号
建築主住所氏名			
設計者住所氏名			
工事施工者住所氏名			
建築場所			
建築物の構造規模		造 階建	延べ面積 m ²
変更内容	変更前の設計内容		
	変更後の設計内容		
添付する図書の種類			
※ 受付欄	※ 処理欄		

(注) ※印欄は、記入しないで下さい。

様式第8号の2（第16条、第28条の2関係）

管理者との協議経過書

敷地の地名地番		
公共施設、空地の種類		
公共施設、空地の名称		
公共施設、空地の管理者		
建築計画の概要		
協議項目	協議内容	協議結果（条件）
協議年月日		
協議担当者職氏名		

上記の協議経過について、事実と相違ありません。

年 月 日

申請者 住 所
氏 名

様式第9号の2(2-1)(第17条関係)

鉄骨工事報告書

(2-1)
年 月 日

長崎県建築主事 様

建築主住所 電話番号() —
氏名
工事監理者事務所名 () 級建築士事務所第 号
住所 電話番号() —
資格・氏名 () 級建築士(大臣・知事) 第 号
工事施工者施工者名 建設業許可(特定・一般) 第 号
住所 電話番号() —
資格・氏名

下記の建設工事において、鉄骨工事(溶接・高力ボルト)を次のとおり施工しましたので報告します。

建築工事名称										
建築場所										
確認年月日・番号	年 月 日 第 号			構造計算	ルート1-1・2、2-1・2、3					
工事概要	構造種別	S・SRC・()			架構形式	ラーメン、ブレース、()				
	軒の高さ	m	最大梁間	m	建築面積	m ²	延べ面積	m ²		
	敷地面積	m ²	主要用途		階数	地上 階、地下 階				
鉄骨加工業者	名称	建設業許可(特定・一般) 第 号								
	住所	電話番号() —								
	工場認定(有・無)	グレード()	作業対象建築物			限・全				
非破壊検査会社名	※1社内検査:				※2受入れ検査: (技術者名 CIW NO)					
使用鋼材	柱() 梁() その他() () () () ()									
変更事項 1有 2無	変更内容:									

様式第9号の2(2-2)(第17条関係) 附属様式

(2-2)

溶接工事	工場溶接	突合せ	接合箇所	鋼材種別	形 状	製造会社	溶接棒等	作業姿勢	溶接工の氏名・資格・NO		
		すみ肉									
	現場溶接	突合せ									
		すみ肉									
高力ボルト 接合工事	ボルトの種類・径		接合方法		摩擦面の表面処理			ボルトの締付方法・締付機器			
	JIS形(F10T・トルシア形(S10T・M12, 16, 20, 22)		1 摩擦 2 引張 3		1 母材 2 スプライスPL: 3 フィラーPL:			JIS形 トルシア形			
検査及び確認事項(実施した項目を○で囲んで下さい。)		1 すみ肉溶接のはだすきを検査した。 2 すみ肉溶接の脚長寸法を検査した。 3 突合せ溶接の開先角度及び仮付溶接の状況を検査した。 4 同上のルート面、ルート間隔及びスカラップ(r=mm)を確認した。 5 エンドタブの取付けを確認した。 6 裏当て金の取付け又は裏はつりの施工を確認した。 7 スラッグ、スパッタの除去・清掃を確認した。 8 柱・梁部材の寸法を確認した。 9 JIS形高力ボルトの締付を()で行った。 10 JIS形高力ボルトのトルク値を確認した。 11 トルシア形高力ボルトの使用銘柄()を確認した。									
12 トルシア形高力ボルトセットの軸力導入試験を現場で行いトルク係数値を確認した。		13 部材の密着を確認して二度締めを行った。									
14 高力ボルト接合部の摩擦面処理を行った事を確認した。		15 高力ボルトの種類、径、本数、添板及びフィラーPLの板厚と枚数を確認した。									
16 原寸検査、組立検査、溶接部の検査等※3を行った。		17 建方検査、現場溶接の溶接部の検査等※3を行った。									
18 溶接部の不具合部分の補修を適切に行った。		19 柱脚部の施工が適切に行われていることを確認した。									
不 具 合 の 処 置 及 び 検 査 結 果 の 考 察											
工場 制 作							現				
							場				
							制				
							作				

※記入上の注意

- ◎ 提出及び記入は、原則として工事監理者によること。
- ※1 鉄骨加工業者又は鉄骨加工業者から依頼を受けた代行検査業者が行う検査をいう。
- ※2 工事監理者又は工事施工者から依頼を受けた代行検査業者が行う検査をいう。
- ※3 溶接部の検査等とは外観検査及び超音波探傷検査等をいう。

※その他

- 参考写真(別紙に貼って添付)
- 1) 柱と梁の接合部(開先加工、仮付状況等)
- 2) 柱脚部(アンカーボルト、ベースプレート、根巻の鉄筋等)
- 3) ボルトの接合部(高力ボルトの締付け状況、本数)
- 4) その他の接合部(プレート取付部等)
- 溶接技術者の資格証明書の写しを添付して下さい。
- 鋼材の品質証明書(写)を添付して下さい。
- その他建築主事等の指定する資料を添付して下さい。

様式第9号の3 (第17条関係)

コンクリート工事施工計画書

長崎県建築主事 様

年 月 日

建築主 住 所
氏 名
電話番号 () —

建築基準法施行細則第17条の規定により計画書を提出します。

工事監理者	住所	氏 名	電話番号 () —
工事施工者	住所	氏 名	電話番号 () —
確認年月日 番 号	年 月 日 第 号		
コンクリート製造 会社及び工場	住 所	名 称	
	責任者氏名		
塩化物量の子測		塩 害 対 策	
アルカリ骨材対策		特 記 事 項	
打設計画			
打設箇所	打設年月日	打設予定数量	備 考

様式第9号の4 (第17条関係)

コンクリート工事報告書

長崎県建築主事 様

年 月 日

建築主 住 所
氏 名
電話番号 () —

建築基準法施行細則第17条の規定により報告します。

工事監理者 住所・氏名	電話番号 () —		
工事施工者 住所・氏名	電話番号 () —		
確認年月日 番 号	年 月 日 第 号		
コンクリート製造 会社及び工場	住 所	名 称	
	責任者氏名		
塩化物量測定結果		強度試験の結果	
アルカリ骨材対策		特 記 事 項	
打設結果			
打設箇所	打設年月日	打設予定数量	備 考

様式第10号 (第17条の2関係)

工 程 報 告 書

年 月 日

長崎県知事
長崎県建築主事 様

報告者 住 所
氏 名
資格 () 級建築士登録 () 号
建築士事務所名
電話番号 () —

建築基準法施行細則第17条の2の規定により、次のとおり報告します。

確認済証年月日	年 月 日	確認済証番号	第 号	
1 建築主住所氏名	電話番号 () —			
2 敷地の位置	イ 所在地			
	ロ 用途地域		ハ 防火地域	防火、準防火、指定なし
	申 請 部 分	申請以外の部分	合 計	6 建 蔽 率
3 敷地面積	m ²	m ²	m ²	%
4 建築面積	m ²	m ²	m ²	7 容 積 率
5 延べ面積	m ²	m ²	m ²	%
8 用 途	10 工事種別			
9 構 造	11 階 数		地上 階/地下 階	
12 高 さ	m	13 軒の高さ	m	
14 工 程 報 告				
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄			

(注) ※印欄は、記入しないで下さい。

様式第10号附属用紙 (第17条の2関係)

工 程 報 告 書 (附 属 用 紙)

確認済証年月日		年 月 日	確認済証番号	第 号	
項 目	法適否	特 記 事 項	項 目	法適否	特 記 事 項
道 路			階 段		
敷 地			直 通 階 段		
配 置			避 難 階 段		
高 さ			特 別 避 難 階 段		
用 途			コンクリートブロック		
居室の採光			地耐力の試験		
内 装			杭の地耐力試験		
特定防火設備			ボーリングの結果		
防 火 設 備					
耐 火 構 造					
準 耐 火 構 造					
防 火 構 造					
防 火 壁					
防 火 区 画					
防 火 隔 壁					
廊 下 の 幅					
その他必要な事項					

様式第12号（第20条関係）

建築基準法による命令の公告

建築物の所在地

命令を受けた者の氏名

この建物は建築基準法（昭和25年法律第201号）に違反しているので（
）を命ずる。

- なお、
- 1 この標識を損壊した者は、公文書毀棄罪で罰せられます。
 - 2 この命令に違反して、この建物の工事を行った場合は罰せられます。
 - 3 この建物は、行政代執行により取り壊されることがあります。
 - 4 電気・ガス・水道の供給を保留するよう、電気事業者等に通知してあります。
- 年 月 日

長崎県知事

様式第13号（第22条、第24条関係）

道路の位置の指定（変更・廃止）申請書

建築基準法第 条第 項第 号の規定による道路の位置の指定（変更、廃止）を受けたいので申請します。

年 月 日

地方機関の長 様

申請者 住 所

氏 名

1. 築造主住所氏名	電話番号（ ） —			
2. 代理者住所氏名	電話番号（ ） —			
3. 関係土地の地名地番				
4. 申 請 の 理 由				
5. 申 請 要 旨	図面の符号	道路の幅員	道路の長さ	関係土地の地番（道路部分）
6. 団 地 の 面 積	m ²	7. 道 路 の 面 積	m ²	
8. 変 更 (廃 止) の 理 由				
9. 工 事 年 月 日	(着工) 年 月 日	(完了) 年 月 日		
※市町長意見欄	※ 県 受 付 欄	※ 決 裁 欄		

(注) ※印欄は、記入しないでください。

様式第14号（第25条関係）

都市計画法等に係る事業計画予定道路の指定申請書

建築基準法第42条第1項第4号の規定による指定を受けたいので申請します。

地方機関の長 様 年 月 日

申請者 住 所
氏 名
電話番号（ ） —

1 路 線 名			
2 延 長			
3 都市計画等決定年月日			
4 事業認可区間			
5 事業認可延長		6 道路幅員	
7 事業認可（当初）			
8 道路の指定対象区間			
※ 受 付 欄	※ 処 理 欄		

（注）※印欄は、記入しないで下さい。

様式第14号の2（第25条関係）

都市計画法等に係る事業計画予定道路の指定通知書

建築基準法第42条第1項第4号の規定により指定したので通知します。

指定番号 第 号
指定年月日 年 月 日
申請者 様

地方機関の長 印

1 路 線 名			
2 延 長			
3 都市計画等決定年月日			
4 事業認可区間			
5 事業認可延長		6 道路幅員	
7 事業認可（当初）			
8 道路の指定対象区間			
指 定 条 件			

様式第15号（第28条関係）

承認申請書

建築基準法
建築基準法施行令
長崎県建築基準条例
第 条第 項第 号の規定により承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

長崎県知事
地方機関の長 様

年 月 日

申請者 住 所
氏 名
電話番号（ ） —

(1) 建築主の住所及び氏名	電話番号（ ） —				
(2) 代理者の住所及び氏名	電話番号（ ） —				
(3) 設計者の住所及び氏名	電話番号（ ） —				
(4) 敷地の地名・地番					
(5) 地域・地区					
(6) 建築物の主要用途	(7) 建築物の数		棟	(8) 最高の高さ	m
	申請部分	申請以外の部分	合計	(12) 敷地面積に対する割合	(13) 敷地面積に対する割合の限度
(9) 敷地面積	m ²	m ²	m ²		
(10) 建築面積	m ²	m ²	m ²	%	%
(11) 延べ面積	m ²	m ²	m ²	%	%
(14) 備考					
※地方機関受付欄		※本庁受付欄		※処 理 欄	

(注意) 1 ※印欄は、記入しないでください。
2 (12)及び(13)欄は、当該地域又は地区における建築面積及び延べ面積の敷地面積に対する割合を記入してください。また、建築物の敷地が2以上の区域、地域又は地区にわたる場合には、敷地面積に対するそれぞれの割合を記入してください。

様式第15号の2（第28条関係）

承認通知書

建築基準法
建築基準法施行令
長崎県建築基準条例
第 条第 項第 号の規定により承認をしたので通知します。

申請者 様

承認番号 第 号
承認年月日 年 月 日

長崎県知事
地方機関の長

㊟

(1) 建築主の住所及び氏名					
(2) 代理者の住所及び氏名					
(3) 設計者の住所及び氏名					
(4) 敷地の地名・地番					
(5) 地域・地区					
(6) 建築物の主要用途	(7) 建築物の数		棟	(8) 最高の高さ	m
	申請部分	申請以外の部分	合計	(12) 敷地面積に対する割合	(13) 敷地面積に対する割合の限度
(9) 敷地面積	m ²	m ²	m ²		
(10) 建築面積	m ²	m ²	m ²	%	%
(11) 延べ面積	m ²	m ²	m ²	%	%
(14) 承認条件					

様式第16号（第28条の3関係）

適用の除外の建築物の指定申請書

建築基準法第3条第1項第3号の規定による建築基準法の適用の除外の建築物の指定を受けたいので申請します。

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名

1	建築主住所氏名		電話番号 () —
2	代理者住所氏名		電話番号 () —
3	設計者住所氏名		電話番号 () —
4 敷地の位置	イ 地名地番		ニ その他の区域、地域、地区
	ロ 用途地域		
	ハ 防火地域		
5	主要用途		7 工事種別 新築・増築・改築 移転・用途変更
6	申請部分の用途		
	申請部分	申請以外の部分	合計
8	敷地面積		m ²
9	建築面積	m ²	m ²
10	延べ面積	m ²	m ²
11	構造	12 容積率	%
13	高さ	14 建蔽率	%
15	軒の高さ	16 階数	地上 階・地下 階
17	その他の必要事項		
※ 指定年月日	年 月 日	※ 指定番号	第 号
※ 地方機関受付欄	※ 消防同意欄	※ 本庁受付欄	※ 処理欄

(注) ※印欄は、記入しないで下さい。

様式第17号（第29条関係）

建築協定認可申請書

下記のような建築協定を締結したいので、建築基準法第 条 第 項の規定により、関係図書を添えて申請します。

年 月 日

長崎県知事 様

申請者 住 所
氏 名
電話番号 () —

建築協定の概要	(1) 建築協定の名称				
	(2) 区域の地名地番				
	(3) 建築物に関する協定事項	建築物の敷地・位置・構造・用途・形態・意匠・設備に関する基準			
	(4) 有効期間				
	(5) 違反があった場合の措置				
(6) 協定区域の面積	m ²	(7) 協定区域隣接地の面積	m ²		
(8) 協定区域隣接地の地名地番					
(9) 用途地域			(11) 用途・防火以外の地域・地区・区域		
(10) 防火地域	防火・準防火・指定なし		(12) 敷地面積との比 (建蔽率/容積率)	% / %	
(13) 土地所有者等の人数	土地の所有者 〔うち共有者〕	建築物の所有を目的とする		法第77条の規定 による建築物の 借主	合 計
		地上権者 〔うち共同 地上権者〕	賃借権者 〔うち共同 賃借権者〕		
() 人		() 人	() 人	人	() 人
(14) ※備考					
※本庁受付欄		※地方機関		※市町村欄	

- (注) 1 ※印欄は、記入しないで下さい。
2 (3)及び(10)欄は、該当するものを○で囲んで下さい。
3 (7)及び(8)欄は、協定区域隣接地を定める場合のみ記入して下さい。
4 記載欄に記入できないときは、別紙に記入して下さい。

様式第19号の2 (第29条関係)

建 築 協 定 認 可 通 知 書

建第 号

申請者 様

年 月 日付けで申請のあった「 」は、建築
基準法（昭和25年法律第201号）第 条第 項の規定により認可する。

年 月 日

長崎県知事 印

記

1 認 可 対 象

2 認可年月日 年 月 日

3 公告年月日 年 月 日